

医療法人金上仁友会 訪問看護ステーション金上料金表

[医療保険利用料金]

※利用料金は、医療保険の利用料に基づく金額で、利用者の健康保険・後期高齢者医療保険など該当保険の自己負担割合分がかかります。また、医療保険での訪問看護利用料金は、医療費助成の対象となりますので、申請されている方は申し出て下さい。

[基本料金]

	療養費	1割負担	2割負担	3割負担	備考
月1回目(1日につき)					
訪問看護基本療養費Ⅰ	5,550円	1,295円	2,590円	3,885円	月の初回のみ
訪問看護管理療養費	7,400円				
合計	12,950円				
月2回目以降(1日につき)					
訪問看護基本療養費Ⅰ	5,550円	853円	1,706円	2,559円	基本療養費 3日/週まで
訪問看護管理療養費	2,980円				
合計	8,530円				
※1週4回目以降(1日につき)					
訪問看護基本療養費Ⅰ	6,550円	953円	1,906円	2,859円	基本療養費 4日/週以降分
訪問看護管理療養費	2,980円				
合計	9,530円				
※2訪問看護基本療養費Ⅲ (入院中1回)	8,500円	850円	1,700円	2,550円	入院中の外泊時の訪問

※1厚生大臣が定める疾患または特別管理加算対象者の場合、週4日以上の訪問看護が認められています。

※2厚生大臣が定める疾患等の場合は、入院中2回可能

[加算料金]

種類	サービス提供内容	金額
24時間対応体制加算	利用者・家族などに対して24時間連絡体制にあり、緊急時に対して必要に応じて行う場合	6,400円/月
緊急訪問看護加算	利用者・家族の緊急の求めに応じて訪問した場合	2,650円/月
特別管理加算	留置カテーテル、人工肛門等特別な管理を行う場合に算定 軽度な状態と重症度の高い状態の2段階に設定	軽度2,500円/月 重度5,000円/月

種類	サービス提供内容	金額
退院時共同指導加算	医療機関等を退院後の訪問看護について、医療機関と共同で在宅療養に必要な指導を行った場合	8,000円/1回
特別管理指導加算	特別管理加算算定に該当する方で、退院時共同指導加算を算定する場合	2,000円/1回
退院時支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等や特別管理加算の対象となる利用者に対して退院日に在宅で療養上の指導を行った場合	6,000円/1回
在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療機関や訪問薬剤管理指導を実施している薬局と月2回以上文書等により情報を提供しその情報を踏まえて療養の指導を行った場合	3,000円/月
訪問看護ターミナル療養費	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合	25,000円 /死亡月に
在宅患者緊急時カンファレンス加算	利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴い、医療機関の求めによる在宅でのカンファレンスに参加し、共同で利用者や家族に療養上の指導を行った場合	2,000円/1回
長時間訪問看護加算	訪問看護が90分を超えた場合、週1回に限り算定 特別管理加算算定に該当する場合	5200円/週
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18時～22時) 早朝(6時～8時)	2,100円/回
深夜訪問看護加算	深夜(22時～6時)	4,200円/回
複数名訪問看護加算	同時に複数の看護師に等による訪問看護を実施した場合	4,300円/週
難病等複数回訪問看護加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者および主治医が必要と認め、特別指示書が交付された場合に限り、1日2回または3回以上の訪問看護ができる。	2回:4500円/日 3回以上:8000円/日
訪問看護情報提供療養費	利用者の同意を得て、利用者の居住地の市町村・病院・施設等に訪問看護の情報提供を行った場合	1,500円/月1回

[その他]

交通費	往復5Km未満	50円/回
	往復5Km～10Km未満	100円/回
	往復10Km～15Km未満	150円/回
	往復20Km以上	200円/回
エンゼルケア	お亡くなりになった後のケアを実施	5,000円/回
訪問看護指示書料	主治医が医療機関で発行する。(1～6ヶ月有効)	3,000円

※主治医が発行する訪問看護指示書は、医療機関でのお支払になります。